

院長	副院長	統括診療部長	事務部長	看護部長	管理課長	企画課長	経営室長	班長	班長	係長	係

令和2年5月15日



各病医院長 様

都城市北諸県郡医師会

下記事項につきまして、宮崎県福祉保健部より県医師会経由で、周知依頼がありましたのでお知らせします。

重度障がい者（児）医療費助成制度に係る外来の現物給付化について（依頼）

障がい福祉行政につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、重い障がいのある方の切実な声や実施主体である市町村からの要望、県議会における請願の採択を踏まえ、「令和2年8月診療分」から、外来患者への助成方法を償還払いから「現物給付」へ変更いたします。

つきましては、当変更にご理解を賜りますとともに、別添文書の貴会員への配布につきまして御配慮いただきますようお願いいたします。

（文書取扱 障がい福祉課）

担当：満木・谷口

電話：0985-26-7068

Mail：mitsuki-yoko@pref.miyazaki.lg.jp



244-1067
令和2年4月8日

医療提供施設の皆様へ

宮崎県障がい福祉課長
(公印省略)

重度障がい者（児）医療費助成制度に係る外来の現物給付化について（周知）

障がい福祉行政につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県と市町村では、重い障がいのある方やその保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成する標記事業を実施しています。

今回、新聞報道等で御案内のとおり、重い障がいのある方の切実な声や医療機関窓口での事務の繁雑さ等を踏まえ、令和2年8月診療分からの助成方法を償還払いから現物給付に変更いたします。

本来であれば診療報酬改定の説明会時にでも御案内・御説明申し上げたかったのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、当文書で周知させていただきます。

つきましては、制度変更にご理解を賜りますとともに、下記の内容につきまして、御確認・御対応いただきますようお願いいたします。

記

【御確認いただきたい事項】

- ・ 令和2年8月診療分から、既に乳幼児医療等で実施済みの「外来の現物給付化」を当制度で導入します。※当制度でも入院は既に現物給付です。
- ・ 乳幼児医療と同様、薬剤分の自己負担はありません。
- ・ 現在、事務の詳細を定める事務取扱要領を作成しています。別途御案内します。

【御対応いただきたい事項】

- ・ 診療報酬の請求等に関してシステム改修等が必要な場合があります。8月の実施に向けて必要な御対応をいただきますようお願いいたします。

担当：満木・谷口
電話：0985-26-7068
Mail：mitsuki-yoko@pref.miyazaki.lg.jp

令和2年8月
診療分から

重度障がい者(児)医療費助成制度 「外来の現物給付化」 を導入します

重度障がい者(児)医療費助成事業は、働くことが困難な重度障がい者等の負担軽減を図るため、医療費の助成を行っているものです。

現在外来分については、受給者が医療機関で支払った額について、市町村から1,000円/月を超える額を還付しています。

◎見直しの内容：既に乳幼児医療等で実施済みの「外来の現物給付化」を導入
※入院は既に現物給付です。

◎実施時期：令和2年8月診療分から実施

◎自己負担額：受診する1医療機関ごとに月500円上限※(調剤を含む)
※受給者がお住まいの市町村により金額が異なる場合があります。
詳細は、別途案内します。

◎実施主体：県内全ての市町村

◎助成対象者：公費番号95の受給者証をお持ちの方。今後、市町村が新たに現物給付に対応した受給者証を発行します。

医療提供施設の皆様へのお願いと周知事項

◎診療報酬の請求等に関して、システム改修等が必要な場合があります。8月の実施に向けて必要な対応をいただきますようお願いいたします。

◎乳幼児医療と同様、薬剤分の自己負担はありません。

◎現在、事務取扱要領を作成しています。別途案内します。

重度障がい者(児)医療費助成制度
「外来の現物給付化」
- 補足資料 -

医療提供施設の皆様へ

障がい福祉行政につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、別添資料において、重度障がい者(児)医療費助成制度の外来の現物給付化についてお知らせしましたが、 の内容につきまして、ご留意ください。

お詫びして補足いたします。

◆宮崎市・都城市は、小中学生について、4月1日から保険診療の自己負担額を無料(現物給付化)にしています。

宮崎市障がい福祉課 : Tel.0985-21-1772

都城市福祉課 : Tel.0986-23-2980

◆上記に関わらず受給資格者証の自己負担額欄を必ずご確認ください。

◆別添資料の現物給付化は、県内全市町村における全世代(今後発行する受給者証をお持ちの方)の現物給付化です。

※今後の必要な情報は、県庁ホームページに掲載します。

宮崎県 福祉保健部 障がい福祉課
TEL0985-26-7068